

## 平成18年度日本学術振興会特別研究員の募集

日本学術振興会から、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に、また、世界の最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保する観点から、特に優れた大学院博士課程修了者等を「特別研究員SPD」に採用し、研究奨励金を支給する旨の通知がありましたのでお知らせします。

1. 対象分野 人文・社会科学及び自然科学の全分野
2. 申請資格

### (1) 特別研究員 DC1 (大学院博士課程在学者)

**年齢** 平成18年4月1日現在、34歳未満(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に在学する者は、36歳未満)

#### **身分**

平成18年4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在籍し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む)

区分制の博士課程後期第1年次に在学する者

一貫制の博士課程第3年次に在学する者

後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者

医学、歯学又は獣医学系の博士課程第2年次に在学する者

上記～について平成18年4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。

### (2) 特別研究員 DC2 (大学院博士課程在学者)

**年齢** 平成18年4月1日現在、34歳未満(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に在学する者は、36歳未満)

#### **身分**

平成18年4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む)

区分制の博士課程後期第2年次以上の年次に在学する者

一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者

後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者

医学、歯学又は獣医学系の博士課程第3年次以上の年次に在学する者

平成18年4月1日において博士課程に標準修業年限を越えて在学することになる者は、特別研究員 PD に申請すること。

**(3) 特別研究員 PD (大学院博士課程修了者等)**

**年齢** 平成18年4月1日現在、34歳未満(医学、歯学又は獣医学を修了した者は、36歳未満)

**学位** 次のいずれかに該当する者。

平成18年4月1日現在、博士の学位を取得している者又は博士の学位を取得する見込みの者(人文・社会科学の分野にあっては、平成18年3月31日までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者)

平成18年4月1日において博士の学位を取得する見込みがなく、博士課程に標準修業年限を越えて在学することになる者。(ただし採用は、特別研究員 DC2 とする)

**研究従事機関**

採用時、研究に従事する研究室が大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)以外の研究室であること。

特別研究員等審査会の判定により大学院在学当時の所属研究室を例外的に認めることがあるので、その場合は、理由書(所定様式)を添付すること。

**国籍** 日本国籍を持つ者、または我が国に永住を許可されている外国人

**(4) 特別研究員 SPD (大学院博士課程修了者等)**

採用区分にある特別研究員 SPD については、平成18年度募集において、特別研究員 PD に申請し、合格した者の中から特に優れた者を採用する。ただし、研究従事機関については、採用時、大学院在学当時の所属研究機関(大学等)以外の研究機関(大学等)を選定する者でなければならない。

**3. 特別研究員採用経験者の申請資格**

特別研究員採用経験者のうち、特別研究員 DC1 又は特別研究員 DC2 に採用されたことのある者が特別研究員 PD に申請(以下「再申請」という。)

する場合は、下記の ~ のいずれかに該当する場合は、再申請できない。

特別研究員 DC1 又は特別研究員 DC2 に採用内定後、特別研究員 PD に資格を変更した場合で、その変更後の期間が1年を超える場合。  
過去に特別研究員 PD 又は SPD に採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員 DC2 に採用されたことがある場合。  
特別研究員の採用期間が、平成18年4月1日以降も引き続き残っている場合。ただし、出産・育児により特別研究員の採用期間を中断及び延長した者で、平成18年4月1日現在、1年未満の採用期間が残っている者を除く。

4．採用予定数 約 1,400 名

5．採用期間

- (1) 特別研究員 DC1：平成18年4月1日～平成21年3月31日までの3年間
- (2) 特別研究員 DC2：平成18年4月1日～平成20年3月31日までの2年間
- (3) 特別研究員 PD：平成18年4月1日～平成21年3月31日までの3年間
- (4) 特別研究員 SPD：平成18年4月1日～平成21年3月31日までの3年間

6．研究奨励金（平成17年度の予定額）

- (1) 特別研究員 DC1：月額 200,000 円
- (2) 特別研究員 DC2：月額 200,000 円
- (3) 特別研究員 PD：月額 364,000 円
- (4) 特別研究員 SPD：月額 446,000 円

7．研究費

特別研究員には、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の申請資格が与えられ、所定の審査を経て毎年度150万円以内、特別研究員 SPD には、毎年度300万円以内の研究費が交付される。

8．各研究科申請受付期間（厳守）

商学研究科・経済学研究科・法学研究科・社会学研究科：  
平成17年4月18日（月）～平成17年5月6日（金）

言語社会研究科：

平成17年4月18日(月)～平成17年5月16日(月)

国際企業戦略研究科：平成17年4月25日(月)～平成17年5月13日  
(金)

関連情報は日本学術振興会ホームページ  
(<http://www.jsps.go.jp/j-pd/main.htm>)で公開しています。

平成18年度特別研究員募集要項等アドレスは  
[http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_boshu\\_f.htm](http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_boshu_f.htm) ですので、応募希望者は各自ダウンロードして申請書を記入の誤りがないように作成願います。申請書の様式の改変はできませんので御留意ください。

なお、申請書作成上の留意事項の説明がありますので、応募希望者は申請書類作成前に必ず研究科事務室担当者の指示を受けてください。

また、申請書類は大学から日本学術振興会に提出しますので、応募者が日本学術振興会に直接提出することはできません。